

第 3 章 共済貸付事業

第 1 節 貸付事業の種類

(貸付事業の種類)

第 23 条 規約第 8 条 (2) の共済貸付事業として、次の事業を行う。

- (1) 結婚貸付 一般会員または一般会員の子供が結婚するために必要とする資金
- (2) 出産貸付 一般会員または一般会員の配偶者が出産するために必要とする資金
- (3) 教育貸付 一般会員または一般会員の子供が学校等に入学するために必要とする資金
- (4) 傷病貸付 一般会員または一般会員の扶養家族が傷病による療養のために必要とする資金
- (5) 葬儀貸付 一般会員の親族が死亡し、一般会員が葬儀を執り行うために必要とする資金
- (6) 災害貸付 不慮の災害等により一般会員が所有する家屋、土地、家財が損失し、その復旧のために必要とする資金
- (7) 育児・介護貸付 育児用品や介護のための設備・機器等購入のために必要とする資金
- (8) 提携貸付 以下の金融期間との提携ローンで、一般会員が必要とする資金
 - ① 株式会社みずほ銀行
 - ② 日立キャピタル
 - ③ 三菱UFJ銀行